

参議院議員通常選挙 大切なあなたの願いを一票に

参議院議員通常選挙が、6月24日公示、7月11日投票の日程で行われます。

あなたの貴重な一票を投票しましょ。

●投票用紙は2種類です

栃木県選出議員選挙と比例代表選出議員選挙の2種類があります。投票用紙を間違えて記入すると無効になりますので、十分に注意して投票して下さい。

栃木県選出議員選挙

(薄黄色の用紙に黒刷)

栃木県選挙区から立候補している候補者の氏名を記載して投票して下さい。

比例代表選出議員選挙 (白色の用紙に赤刷)

参議院名簿登載者の氏名又は参議院名簿届出政党等の名称若しくは略称を記載して投票して下さい。

●入場券を忘れずに

入場券は、世帯(1)とに庄着式のはがきで郵送します。一枚のはがきに4人分までの入場券が記載されていますので、投票の際には各自の入場券を切り離し、本人の入場券を持参して下さい。

もし、入場券を紛失した場合でも、選挙人名簿に登録されていれば投票できますので、投票所の係員に申し出てください。

●点字投票・代理投票

田の不自由な方は点字で投票することができる。身体が不自由な方や文字を書くことができない方は、投票所の係員が代理で投票用紙に記入して投票することができる。いずれも投票所の係員に申し出してください。

●期日前投票

投票日に仕事、旅行、冠婚葬祭等の用事があるなど、一定の事由に該当して投票に行けない方は期日前投票をすれば」とができます。なお投票所で宣誓書の記載が必要です。

○指定病院等での不在者投票

都道府県選挙管理委員会が指定した病院や老人ホームなどの施設に入院(所)中の方は、その施設で不在者投票をすることができます。入院(所)先の施設又は町選挙管理委員会に申めにお問い合わせください。

○郵便等による不在者投票

(代理記載制度もあります。)

郵便等による不在者投票ができる方



は次のとおりです。

- ①身体障がい者手帳の交付を受けている方
- ②戦傷病者手帳の交付を受けている方
- ③介護保険法に規定する要介護者で介護保険の被保険者証に要介護状態区分が「要介護5」と記載されている方

○上三川町以外での不在者投票

仕事などのため選挙期間中、本町以外に滞在している方は滞在先の市區町村選挙管理委員会の指定する投票所で不在者投票をすることができます。投票用紙等の請求が必要となりますので、町選挙管理委員会に申めにお問い合わせください。

セイ

には「郵便等投票証明書」が必要です。で、交付を希望する方は町選挙管理委員会に申請して下さい。すでに証明書が交付されている方でも有効期限が過ぎてしまったり紛失している等の場合には申請等の手続きをして下さい。郵便等による不在者投票の請求の期限は、7月7日(水)の午後5時までです。

▼問い合わせ先

上三川町選挙管理委員会
56 9116

児童扶養手当を父子家庭にも支給!!

8月1日から、父子家庭も児童扶養手当の支給対象になります。

1. 支給要件

次の①～⑤のいずれかの条件に該当する18歳に到達して最初の3月31日（年度末）までの子どもを監護しがつ、生計を同じくしていふ父子の場合に支給されます。

①父母が婚姻を解消した子ども

②母が死亡した子ども

③母が国民年金の障がい等級1級程度の障がいにある子ども

④母の生死が明らかでない子ども

⑤その他（母が1年以上遺棄している子ども、母が1年以上拘禁されている子ども、母が婚姻によりなしで懐胎した子どもなど）

（児童一人の場合）
所得などにより、9,850円～4万1,720円

（児童2人以上の加算額）
2人目…5,000円、3人目以降
一人につき…3,000円

3. 申請

①児童扶養手当を受給するためには、町へ申請（認定請求）が必要です。現在の状況等をお聞きしますので、必ず受

給資格者本人が来庁してください。

②受給者本人と扶養義務者などの前年の所得による支給制限があります。

③申請にあたっては、受給資格者及び該当する子どもの戸籍謄本（抄本）や住民票等が必要です。詳しくは左記までお問い合わせください。

4. 経過措置

・平成22年7月31日までに支給要件に該当している方

▼11月30日までに申請をすれば、「8月分」から支給されます。（11月30日を過ぎると、「申請の翌月分」からの支給になります。）

▼11月30日までに申請をすれば、「要件に該当した日の翌月分」から支給されます。



FAX
⑮ 7493

健康福祉課 子育支援係

▼問い合わせ先

▼受験資格=右記のとおり

▼申込方法=町のホームページを参照していただくか、総務課秘書庶務係までお問い合わせください。

▼受付期間=

7月5日（月）～8月6日（金）
午前8時30分～午後5時15分
(ただし、土・日・祝日を除く)

▼合格発表=10月中旬に本人あてに通知します。

▼採用予定=平成23年4月1日
▼給与=町条例で定めた額

▼問い合わせ先=

総務課 秘書庶務係

☎ ⑮ 9113

■採用職種・人員・受験資格

職種	人員	受験資格
一般事務①	7名程度	・昭和57年4月2日以降に生まれた者で、高等学校を卒業した者又は卒業見込みの者（同等以上の学力を有する者）
一般事務②（身体障がい者対象）	1名程度	・一般事務①の基準で、かつ、次の用件をすべて満たす者 ○身体障がい者手帳の交付を受けている者 ○自力により通勤でき、かつ、介護者なしに行政職としての職務の遂行が可能な者 ○活字印刷文による出題に対応できる者
土木建築事務	2名程度	・一般事務①の基準で、土木又は建築課程を修了した者及び平成23年3月末までに修了見込みの者
保健師	1名程度	・一般事務①の基準で、保健師の資格を有している者又は平成23年4月末までに免許取得見込みの者

■試験の日時・場所・方法

区分	日 時	場 所	試験方法
第1次	9月19日（日） 受付 午前8時30分～ 試験 午前9時～	県立 真岡高等学校	・筆記試験（公務員初級） ・一般性格診断検査 試験
第2次	10月9日（土） 受付 午前8時～8時15分 試験 午前8時30分～	上三川町役場	面接等